

普通財産の貸付事務要領

普通財産の貸付にあたっては蒲郡市公有財産管理規則を遵守するものとする。

（貸付の範囲）

普通財産は、蒲郡市公有財産管理規則第21条に掲げるいずれかに該当する場合に限り貸付けることを原則とする。

普通財産を貸付しようとするときは、蒲郡市公有財産管理規則第24条に掲げる必要事項を記載した書類及び関係図面を添えて、市長の承認を受けなければならない。

（貸付期間）

蒲郡市公有財産管理規則第25条に掲げる期間とする。

（貸付料）

土地の場合は固定資産税課税標準見込額の4%相当額を、建物の場合は固定資産税課税標準見込額の12%相当額を「適正な価格」とし、それぞれ消費税法及び消費税法施行令の規定による消費税を課した額とする。

（1）土地

当該年度の固定資産税課税標準見込額 $\times 4 / 100$

ただし、消費税法施行令第8条の規定により1ヶ月未満の土地の貸付及び駐車場その他の施設に伴って土地が使用される場合は、貸付料の算定に消費税率を乗じて得た消費税相当額を加算した額とする。

（2）建物

当該年度の固定資産税課税標準見込額 $\times 12 / 100 +$ 消費税相当額

ただし、消費税法別表第一第十三号に規定する住宅の貸付の場合は、算定式から消費税相当額を除いた額とする。

（貸付契約の解除）

蒲郡市公有財産管理規則第29条に掲げるいずれかに該当する事由が生じたときは、市長は、その契約を解除することができる。